

# 佐賀県医療法マニュアル

## (医療法人編)

R3.4.1 改正

## 佐賀県医療法マニュアルの目的

佐賀県医療法マニュアルは、医療法、医療法施行規則、佐賀県医療法の施行等に関する条例など（以下、「医療法等関係法令」という。）に基づく、医療機関・医療法人からの申請、届出と、それに対する佐賀県の判断について、基本事項を示すことにより、申請者・行政双方の事務処理の円滑化を進めるために定めたものです。

医療法は、医療法施行規則や佐賀県医療法の施行等に関する条例に委任されている事項も多く、近年は、毎年のように医療法や医療法施行規則が改正されています。

こうした複雑な医療法等関係法令を、的確に認識し、判断することが求められますが、この判断の一助となるよう、本マニュアルを定めたものです。

もとより、行政の各種判断は、医療法等関係法令に根拠をもち、決定されるものであり、本マニュアルを直接の根拠として判断するものではありません。

したがって、本マニュアルを参考にした上で、最終的な判断に際しては、医療法等関係法令を直接確認することが求められます。

## 医療法人にかかる基本事項

### 1 法人とは

法人とは、自然人以外の者で法律上権利主義の主体となることを認められたものをいう。

法人は、法律の規定によりその設立が認められて初めて権利義務の主体となることができ、医療法の規定によるものが医療法人、社会福祉法によるものが社会福祉法人、一般社団・財団法人法によるものが一般社団法人及び一般財団法人、会社法によるものが株式会社等と、いろいろな法人が認められている。

### 2 法人の種類

#### (1) 営利法人と非営利法人

##### ア 営利法人

株式会社や有限会社等、法人の収益を何らかの形で構成員に分配することを目的とする法人。

##### イ 非営利法人

一般社団法人・一般財団法人

一般法である一般社団・財団法人法により設立される一般社団法人・一般財団法人と、特別法（特定非営利活動促進法など）により設立される社団法人（特定非営利活動法人、労働組合、農業協同組合など多種）・財団法人（共済組合など）がある。一般社団法人・一般財団法人のうち、公益法人認定法により公益性の認定を受けた法人を公益法人（公益社団法人・公益財団法人）という。

#### (2) 社団法人と財団法人

##### ア 社団法人

社員（構成員）により構成される団体で、法律上、法人格が付与されたものを社団法人と言う。その特徴は、社員と呼ばれる構成員が存在すること、団体の基本的事項が定款により定められていること、社員全員で構成される社員総会が最高の意思決定機関であること、社員の欠乏が社団法人の解散事由とされていること等である。

##### イ 財団法人

一定の目的のために拠出された財産の集合体をいう。その特徴は、一定の目的のために拠出された財産が存在すること、財産の管理運営に関する基本的事項が、財産の寄附者が定めた寄附行為に基づくことである。

### 3 医療法人とは

#### (1) 医療法人（医療法第39条）

医療法人とは、医療法第39条の規定（病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。）に基づき、都道府県知事の認可を受けて設立される法人である。

#### (2) 制度の趣旨

医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする医療事業の経営主体が、医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、資金の集積を容易にする、医療機関の経営に持続性を付与し、家計と経営が分離されるため税制上も有利になること、等が挙げられる。

しかし、医療法人には営利を目的としないことから、剰余金の配当禁止、附帯業務の制限、報告の徴収及び検査、業務停止命令等様々な規制がかけられている。

### **(3) 非営利性（医療法第54条）**

医療法人は、剰余金の配当が禁止されている。医療法人は、医療事業の経営を主たる目的としているが、前述のとおり営利を目的としない非営利法人であることから、剰余金の配当が禁止されており、決算後生じる利益剰余金は、施設・設備の整備や従業員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければならない。

## **4 医療法人の種類**

### **(1) 社団医療法人と財団医療法人**

#### **ア 社団医療法人**

社団の法人については前述の通りであるが、出資持分に関し、定めのあるもの、定めのないものがある。

持分の定めのある社団医療法人については、平成19年4月1日以降新規設立は認められていない。現に存在する持分の定めのある医療法人は、経過措置型医療法人とも呼ばれている。また、医療法施行規則第30条の39に、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行について規定されている。持分は定めないが税金の問題も生じない医療法人としては、特定医療法人と社会医療法人がある。

特定医療法人とは、措置法67条の2の規定により国税庁長官の承認を受けたものであり、社会医療法人とは、法42条の2第1項の規定により一定の要件を満たすものについて、都道府県知事の認定を受けたものである。

#### **イ 財団医療法人**

病院（診療所、介護老人保健施設及び介護医療院）の設置経営という目的のために寄附された財産を中心とし、これを運営する組織を有するもの。

財団の法人については、持ち分の定めのない社団医療法人と同様に税金上の問題があることから、極めて少ない数となっている。

### **(2) 病院医療法人と一人医師医療法人**

「一人医師医療法人」とは、医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所のみを開設する医療法人で、昭和61年に創設され、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人とは実務上区別されている。この一人医師医療法人については、理事数や医療法人設立時の添付書類について他の法人より要件が緩和されている。（S61.6.26 健政410 S63.12.21 健政750）。

## 5 社団医療法人の社員、役員等

### (1) 社員

社員数・・・原則3人以上が望ましい。

法では社員の数に関する規定はないが、理事の最低人員を考慮すると、社員は3人以上とすることが望ましい。

ただし、理事が1名又は2名となった場合においては、社員は3人以上とすることが望ましいとしている。（厚生労働省 社団医療法人モデル定款 26条備考）

年齢・・・義務教育修了程度の者

医療法では、社員の年齢に関する規定はないが、自分の意思で議決権を行使できる程度の弁別能力を有してれば（義務教育修了程度の者）社員となることができる。（H2.3.1 健政発 110、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について）

資格

ア 自然人に限られる。

イ 出資持ち分の有無は、社員資格に影響しない。

ウ 社員は、社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。（H2.3.1 健政発 110、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について）

### (2) 社員総会

開催回数等

ア 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならない。（医療法第46条の3の2第2項）

イ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。（同法同条第3項）

会議の運営

社員総会の議長は、社員総会において選任する。（医療法第46条の3の5第1項）

議決

ア 社員は、各1個の議決権を有する。（医療法第46条の3の3第1項）

イ 社員総会は、定款に別段の定めのある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。（同法同条第2項）

ウ 社員総会の議事は、医療法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（同法同条第3項）

エ 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。（同法同条第5項）

オ 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。（同法同条第6項）

### (3) 理事

理事数

ア 原則3人以上（医療法第46条の5第1項）

イ 2人とする場合（医療法第46条の5第1項ただし書き）

医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人（一人医師医療法人）で、知事の認可を受けた場合は可能（S61.6.26 健政発 410）。

ウ 定数の1/5が欠けた場合・・・一ヶ月以内に補充しなければならない。（医療法第46条の5の3第3項）

- I 特定医療法人及び社会医療法人・・・6人以上。(厚生労働省 特定医療法人及び社会医療法人モデル定款)

#### 年齢

医療法では、理事の年齢に関する規定はないが、医療法人の運営に携わる能力が求められることから、大学生又は成年であることが望ましい。

#### 職業

医療機関の開設者である法人の役員については、原則として医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合(開設者である法人の役員(監事を除く。))の過半数を超える場合を除く。)であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

- ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
- イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
- ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合(ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。)

(H5.2.3 総5、指9「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」)

理事の欠格事由(法第46条の5第5項で準用する医療法第46条の4第2項)

#### ア 法人

- イ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
- ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- I 上記ア、イ、ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

病院または介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任していたり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。(H2.3.1 健政発 110、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について)

#### その他

- ア 理事の選任・・・社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議において選任する。  
(医療法第46条の5第2項)

#### イ 理事の資格

- ・管理者・・・原則として、法人が開設するすべての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に加えなければならない。(法46条の5第6項)ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者

(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(同条同項但書き)

- ・ 自然人に限られ、営利法人はもとより医療法人等が他の法人の理事となることは不可。
  - ・ 社員以外、又は従業員との兼務は可。
- ウ 理事の任期・・・2年を越えることができない。ただし再任は可能。  
(医療法第46条の5第9項)
- エ 理事の解任・・・社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。(医療法第46条の5の2第1項)  
監事を解任する場合にのみ、社員総会の決議のための定足数の規定がある。(医療法第46条の5の2第3項)
- オ 理事の職務等
- ・ 医療法人の理事会の構成員として、医療法人の業務の意思決定に参画し、忠実に職務を行う必要がある。
  - ・ 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。(医療法第46条の3の4)
  - ・ 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。(医療法第46条の6の3)
  - ・ 理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。(医療法第46条の6の4により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条)また、当該取引後、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  - ・ 社団たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(医療法第47条第1項)
  - ・ 医療法人の評議員又は理事若しくは監事(以下、役員等という)がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。(医療法第48条第1項)

#### (4) 理事長

資格、要件等

原則として医師または歯科医師であること。(医療法第46条の6第1項)

原則によらない場合(同条同項但書き)については、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」の「5 医療法人の理事長」規定による。(S61.6.26 健政発410)

選任

理事会において、理事の中から選出する(厚生労働省社団医療法人のモデル定款例)

その他

- ア 医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。(医療法第46条の6の2第1項)
- イ 登記が必要。(組合登記令第2条4号)
- ウ 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。(医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91号第2項)

#### (5) 理事会

構成

理事会は、全ての理事で組織する。（医療法第 46 条の 7 第 1 項）

#### 職務

理事会は、医療法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選出及び解職を行う。（医療法第 46 条の 7 第 2 項各号）

なお、理事会は、重要な資産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な役割を担う職員の選任及び解任、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止等の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。（医療法第 46 条の 7 第 3 項各号）

## (6) 監事

### 監事の数

ア 1 人以上

イ 特定医療法人及び社会医療法人・・・2 人以上。「特定医療法人制度の改正について」（H15.10.9 医政発 1009008）及び「社会医療法人の認定について」（H20.3.31 医政発 0331008）

### 年齢

医療法では、監事の年齢に関する規定はないが、医療法人の運営に携わる能力が求められることから、大学生又は成年であることが望ましい。

監事の欠格事由（法 46 条の 5 第 5 項で準用する第 46 条の 4 第 2 項）

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 上記ア、イ、ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

医療法人の理事又は職員を兼任してはならない（医療法第 46 条の 5 第 8 項）

### 監事の職務

ア 医療法人の業務を監査すること。（医療法第 46 条の 8 第 1 項第 1 号）

イ 医療法人の財産の状況を監査すること。（同条同項第 2 号）

ウ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会または評議員会及び理事会に提出すること。（同条同項第 3 号）

エ 監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する事実があることを発見したときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。（同条同項第 4 号）

オ エの報告を行うにあたり必要があるときは、社団たる医療法人の監事にあつては社員総会を招集すること。（同条同項第 5 号）

カ 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。（医療法第 46 条の 3 の 4）

キ 社団たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（医療法第 47 条第 1 項）

ク 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。（医療法第 46 条の 8 の 2 第 1 項）

### その他

ア 選任・・・社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議において選任する。

(医療法 46 条の 5 第 2 項)

イ 任期・・・2 年を越えることができない。(医療法第 46 条の 5 第 9 項)

ウ 病院または介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任していたり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。(H2.3.1 健政発 110、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について)

## 6 財団医療法人の評議員、役員等

### (1) 評議員

評議員数・・・原則 3 人以上が望ましい。

評議員の数に関する規定はないが、理事の最低人員を考慮すると、評議員は 3 人以上とするよう指導していることが望ましい。

ただし、理事が 1 名又は 2 名置くこととなった場合においては、評議員は 3 人以上とすることが望ましいとしている。(厚生労働省 財団医療法人モデル定款 26 条備考)

資格(評議員となる者)

ア 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(医療法第 46 条の 4 第 1 項第 1 号)

イ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(同法同条第 2 号)

ウ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(同法同条第 3 号)

エ ア～ウに掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者(同法同条第 4 号)

オ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼任してはならない。

(医療法第 46 条の 4 第 3 項)

カ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。(H2.3.1 健政発 110、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について)

評議員の欠格事由(医療法第 46 条の 4 第 2 項各号)

ア 法人(第 1 号)

イ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者(第 2 号)

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者(第 3 号)

エ 上記ア、イ、ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(第 4 号)

評議員の職務

ア 評議員は、財団たる医療法人の最高意思決定機関・諮問機関である評議員会の構成員としての役割を担う。

イ 成年被後見人又は被保佐人(第 2 号)

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金

エ 上記ア、イ、ウに該当する者

### (2) 評議員会

開催回数等

- ア 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年 1 回、定時評議員会を開かなければならない。（医療法第 46 条の 4 の 3 第 1 項）
  - イ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。（同法同条第 2 項）
  - ウ 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。（同法同条第 4 項）
- 会議の運営
- 評議員会に、議長をおく。（医療法第 46 条の 4 の 3 第 3 項）
  - 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。（厚生労働省財団医療法人のモデル寄附行為例）
- 議決
- ア 評議員は、評議員会において一個の議決権及び選挙権を有する。（厚生労働省財団医療法人のモデル寄附行為例）
  - イ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。（医療法第 46 条の 4 の 4 第 1 項）
  - ウ 評議員会の議事は、医療法に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（医療法第 46 条の 4 の 4 第 2 項）
  - エ 評議員会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。（医療法第 46 条の 4 の 4 第 4 項）

### (3) 理事

#### 理事数

- ア 原則 3 人以上（医療法 46 条の 5 第 1 項）
- イ 2 人とする場合（医療法 46 条の 5 第 1 項ただし書き）
  - 医師又は歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人（一人医師医療法人）で、知事の認可を受けた場合は可能（S61.6.26 健政発 410）。
- ウ 定数の 1/5 が欠けた場合・・・一ヶ月以内に補充しなければならない。（医療法 46 条の 5 の 3 第 3 項）
- エ 特定医療法人及び社会医療法人・・・6 人以上。（厚生労働省 特定医療法人及び社会医療法人モデル定款）

#### 年齢

医療法では、理事の年齢に関する規定はないが、医療法人の運営に携わる能力が求められることから、大学生又は成年であることが望ましい。

#### 職業

医療機関の開設者である法人の役員については、原則として医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

- ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
- イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、

営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

- ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

（H5.2.3 総5、指9「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」）

欠格事由（法46条の5第5項で準用する医療法第46条の4第2項各号）

ア 法人（第1号）

イ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者（第2号）

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（第3号）

エ 上記ア、イ、ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第4号）

病院または介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任していたり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。（H2.3.1 健政発 110「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」）

その他

ア 理事の選任・・・財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任する。

（医療法46条の5第3項）

イ 理事の資格

・管理者・・・原則として、法人が開設するすべての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に加えなければならない。（法46条の5第6項）ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（同条同項但書き）

・自然人に限られ、営利法人はもとより医療法人等が他の法人の理事となることは不可。

・社員以外、又は従業員との兼務は可。

ウ 理事の任期・・・2年を越えることができない。ただし再任は可能。

（医療法第46条の5第9項）

エ 理事の解任・・・財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができる。（医療法第46条の5の2第4項）

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。（同条同項第1号）

2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（同条同項第2号）

監事を解任する場合にのみ、評議員会の決議のための定足数の規定がある。（医療法第46条の5の2第5項）

オ 理事の職務

・医療法人の理事会の構成員として、医療法人の業務の意思決定に参画し、忠実に職務を

行う必要がある。

- ・ 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。（医療法第 46 条の 6 の 3）
- ・ 理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。（医療法 46 条の 6 の 4 により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条）また、当該取引後、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- ・ 医療法人の評議員又は理事若しくは監事（以下、役員等という）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。（医療法第 48 条第 1 項）

#### (4) 理事長

資格、要件等

原則として医師または歯科医師であること。（医療法 46 条の 6 第 1 項）

原則によらない場合（同条同項但書き）については、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」の「5 医療法人の理事長」規定による。（S61.6.26 健政発 410）

選任

理事会において、理事の中から選出する（厚生労働省財団医療法人のモデル寄附行為例）

その他

- ア 医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。（医療法第 46 条の 6 の 2 第 1 項）
- イ 登記が必要。（組合登記令 2 条 4 号）
- ウ 理事長は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。（医療法第 46 条の 7 の 2 第 1 項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 号第 2 項）

#### (5) 理事会

構成

理事会は、全ての理事で組織する。（医療法第 46 条の 7 第 1 項）

職務

理事会は、医療法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選出及び解職を行う。（医療法第 46 条の 7 第 2 項各号）

なお、理事会は、重要な資産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な役割を担う職員の選任及び解任、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止等の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。（医療法第 46 条の 7 第 3 項各号）

#### (6) 監事

監事数

ア 1 人以上

イ 特定医療法人及び社会医療法人・・・2 人以上。「特定医療法人制度の改正について」（H15.10.9 医政発 1009008）及び「社会医療法人の認定について」（H20.3.31 医政発 0331008）

年齢

医療法では、監事の年齢に関する規定はないが、医療法人の運営に携わる能力が求められることから、大学生又は成年であることが望ましい。

欠格事由（法 46 条の 5 第 5 項で準用する第 46 条の 4 第 2 項）

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 上記ア、イ、ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

医療法人の理事又は職員を兼任してはならない（医療法第 46 条の 5 第 8 項）

職務（医療法第 46 条の 8 第 1 項各号）

ア 医療法人の業務を監査すること。（第 1 号）

イ 医療法人の財産の状況を監査すること。（第 2 号）

ウ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会または評議員会及び理事会に提出すること。（第 3 号）

エ 監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する事実があることを発見したときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。（第 4 号）

オ エの報告を行うにあたり必要があるときは、財団たる医療法人の監事は、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。（第 6 号）

カ 財団たる医療法人の監事にあつては、理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査すること。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。（第 8 号）

キ 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。（医療法第 46 条の 8 の 2 第 1 項）

その他

ア 選任・・・財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議において選任する。

（医療法 46 条の 5 第 3 項）

イ 任期・・・2 年を越えることができない。（医療法第 46 条の 5 第 9 項）

ウ 病院または介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任していたり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。（H2.3.1 健政発 110、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の管理指導要綱の制定について）

## 7 医療法人の業務（法第 39 条、法第 42 条）

### (1) 医療法人の附帯業務

医療法人は、法令で規定する業務（法 39 条 1 項）以外の業務は収益を伴わないものであっても行うことはできないが、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部については行うことができる。（医療法人の附帯業務）

附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（H19.3.30 医政発 0330053）を参照のこと。

### (2) 医療法第 42 条の 2 に規定する社会医療法人

上記(1)に掲げる業務に加え、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、平成 19 年 3 月 30 日、厚生省告示第 92 号による「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務」に定められてい

る業務を行うことができる。

## 8 医療法人の義務

### (1) 登記

設立登記（医療法第 43 条、組合等登記令第 2 条）

医療法人は、設立認可後、登記令第 2 条第 2 項に規定する事項<sup>(注)</sup>を登記しなければならない。なお、登記は、設立の認可、出資の払い込みその他設立に必要な手続きが終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

(注) 目的及び業務 名称 事務所の所在場所 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 資産の総額

変更登記（医療法第 43 条第 1 項、組合等登記令第 3 条）

医療法人は、登記事項に変更があったときは、2 週間以内に変更の登記をしなければならない。

ア 毎年登記するもの（毎事業年度末現在により、当該末日から 2 月以内に行う）

組合等登記令 2 条 6 号（資産の総額）

イ 随時登記するもの（変更が生じてから 2 週間以内）

組合等登記令 2 条第 2 項各号（上記アを除く。）

その他の登記（医療法第 43 条第 1 項、組合等登記令第 4 条～）

従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の場合は登記をしなければならない。

### (2) 登記の届出

医療法人は、組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。（医療法施行令第 5 条の 12 第 1 項）

### (3) 事業報告書等の作成及び届出

医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下、事業報告書等という。）を作成しなければならない。（医療法第 51 条第 1 項）

医療法人は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあっては公認会計士又は監査法人の監査報告書を、都道府県知事に届け出なければならない。（医療法第 52 条第 1 項）

### (4) 書類の整備、閲覧

医療法人は、事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為をその主たる事務所に備えて置き、医療法人の社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。（医療法第 51 条の 4 第 1 項）

社会医療法人及び医療法第 51 条第 2 項の医療法人（社会医療法人を除く。）は、上記の書類の他、公認会計士又は監査法人の監査報告書（医療法第 51 条第 2 項の医療法人に限る。）をその主たる事務所に備えて置き、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。（医療法第 51 条の 4 第 2 項）

## (5) 役員変更の届出

医療法人は、その役員に変更があったときは、新たに就任した役員の履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。（医療法施行令第5条の13、S61.6.26 健政410「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」の「10 医療法人の役員の届出」参照）

## 9 医療法人設立・解散認可申請について

### (1) 事前相談の受付

医療法人の設立認可申請に当たっては、申請事務の円滑化を図るため、事前相談を実施する。毎年7月10日及び12月10日を事前相談の受付期限とし、下記へ申請書類一式を添えて提出すること。

#### 記

一人医師医療法人（医科）	一般社団法人佐賀県医師会事務局医療法人担当 住所 佐賀市水ヶ江一丁目12番10号 電話 0952 - 37 - 1414
病院医療法人	佐賀県健康福祉部医務課医療企画担当
一人医師医療法人（歯科）	住所 佐賀市城内一丁目1番59号 電話 0952 - 25 - 7073

### (2) 申請書の提出期限

事前相談の打合せ後、設立・解散しようとする法人の住所地の管轄保健福祉事務所企画・経営課担当窓口まで、8月10日及び1月10日を期限として、正本1部、副本2部を提出すること。

## 一人医師医療法人設立認可、登記手順

- 1 . 事前相談
- ↓
- 2 . 医療法人設立認可申請書の提出
- ↓
- 3 . 医療法人設立認可申請書の審査
- ↓
- 4 . 佐賀県医療審議会医療法人部会へ諮問
- ↓
- 5 . 医療法人設立認可指令書の交付
- ↓
- 6 . 医療法人設立認可指令書受領
- ↓
- 7 . 医療法人設立登記申請書類作成
- ↓
- 8 . 登記申請
- ↓
- 9 . 登記完了（法人設立）
- ↓
- 10 . 出資金額の払込み
- ↓
- 11 . 現物出資等所有権移転登記
- ↓
- 12 . 医療法人設立登記完了届の提出
- ↓
- 13 . 法人診療所開設許可申請書の提出
- ↓
- 14 . 診療所開設許可申請書の審査
- ↓
- 15 . 診療所開設許可指令書の交付
- ↓
- 16 . 診療所開設許可指令書受領
- ↓
- 17 . (有床診療所の場合) 法人診療所使用許可申請書提出
- ↓
- 18 . (有床診療所の場合) 診療所使用許可申請書の審査
- ↓
- 19 . (有床診療所の場合) 診療所使用許可指令書の交付
- ↓
- 20 . (有床診療所の場合) 診療所使用許可指令書受領
- ↓
- 21 . 個人診療所廃止届の提出
- ↓
- 22 . 法人診療所開設届の提出

法人診療所の開設予定日・・・医療法人設立認可の後、迅速に手続きを行えば、医療法人設立認可指令書が交付された翌々月の1日に開設可能。

## 10 定款（寄附行為）変更について

### (1) 定款（寄附行為）とは

医療法人の根本規則を定めたものである。定款は、社団たる医療法人が定めるもので、寄附行為は、財団たる医療法人が定めるものである。これを変更する場合には、医療法および定款（寄附行為）に定めた手続きを経て申請書を都道府県知事に提出し、認可を受けなければならない。

定款（寄附行為）変更の根拠規定は医療法 54 条の 9 であり、認可を受ければ効力を生じる点は、医療法人の設立および解散（いずれも認可を受けかつその旨を登記しなければ効力を生じない。）と異なる。定款（寄附行為）変更の申請が提出された場合は、医療法第 54 条の 9 第 4 項の規定に基づき、変更の内容が法令の規定に違反していないか、かつ、変更手続きが法令および定款の規定に違反していないか審査する必要がある。

なお、定款（寄附行為）では必ず記載しなければならない事項、つまり、その記載を欠くと無効になってしまう事項がありこれを絶対的記載事項という。以下の(1)から(11)がこの事項にあたる。

絶対的記載事項（医療法第 44 条 2 項）

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
- (4) 事務所の所在地
- (5) 資産及び会計に関する規定
- (6) 役員に関する規定
- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定
- (10) 解散に関する規定
- (11) 定款又は寄附行為の変更に関する規定
- (12) 公告の方法

定款（寄附行為）を変更する場合には、都道府県知事の認可を必要とするが、(4)事務所の所在地、(12)公告の方法については、認可は要せず届出だけでよい。（医療法 54 条の 9 第 3 項、医療法施行規則第 33 条の 26 第 1 項）

### (2) 添付書類

定款（寄附行為）変更を行ううえで必要な添付書類を以下に記載する。

定款（寄附行為）変更認可の申請に伴う添付書類（医療法施行規則 33 条の 25 第 1 項）

新旧対照表

変更事由書

定款（寄附行為）で定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類（社員総会または評議員会議事録）

現行定款（寄附行為）・新定款（寄附行為）案

の「新旧対照表」とは、変更する条文の新と旧を対照表形式に記載したものである。の「変更事由書」とは、定款（寄附行為）変更にした理由を記載したものである。の「定款（寄附行為）で定められた変更に関する手続きを経たことを証した書類」とは、有効に成立した社員総会（評議員会）で正式な手続きを経て、定款（寄附行為）変更を行うことが可決さ

れた旨を証する書類、つまり社員総会（評議員会）議事録のことである。

なお、新たに病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合の添付書類（規則 33 条の 25 第 2 項）は、上記 から に掲げる添付書類の他、以下の書類が必要である。

新たに開設する診療施設の概要を記載した書類（診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（建物の図面など）

管理者就任承諾書

定款（寄附行為）変更後二年間の事業計画書およびこれに伴う予算書

また、医療法第 42 条第 1 項（医療法人の附帯業務）各号に掲げる業務を行う場合の添付書類は、上記 から に掲げる添付書類の他、以下の書類が必要である（医療法施行規則第 33 条の 25 第 3 項）。

当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要（建物の図面など）、運営方法を記載した書類

定款（寄附行為）変更後二年間の事業計画書およびこれに伴う予算書

また、医療法第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人が行う定款（寄附行為）変更が、同条の収益業務を行う場合に係るものであるときは、上記 から に掲げる添付書類の他、以下の書類が必要である（医療法施行規則第 33 条の 25 第 4 項）。

収益業務の概要及び運営方法を記載した書類

定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画書及びこれに伴う予算書

### **(3) 変更登記完了届出について（医療法施行令第 5 条の 12）**

医療法人が、組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。（医療法施行令第 5 条の 12 第 1 項）

ただし、登記事項が医療法第 44 条第 1 項（医療法人の設立認可）、第 54 条の 9 第 3 項（医療法人の定款（寄附行為）変更認可）、第 55 条第 6 項（医療法人の解散認可）及び第 58 条の 2 第 4 項（医療法人の吸収合併認可）、第 59 条の 2 第 1 項（医療法人の新設合併認可）、第 60 条の 3 第 4 項（医療法人の吸収分割認可）、第 61 条の 3 第 1 項（医療法人の新設分割認可）の規定により都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届けるものとする。（同条同項但書き）

ただし、同条同項但書きの規定により登記の年月日を届け出るものとされているものの、認可事項と登記事項に誤りがないか確認するために登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本の提出を申請者に指導している。

変更登記しなければならない事項

(1) 目的及び業務

(2) 名称

(3) 事務所の所在場所

(4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

(5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

(6) 資産の総額

## 11 解散について

### (1) 解散の事由

社団たる医療法人

社団たる医療法人は、次に掲げる事由によって解散する。（医療法 55 条第 1 項）

- (1) 定款をもって定めた解散の事由（第 1 号）
- (2) 目的たる業務の成功の不能（第 2 号）
- (3) 社員総会の決議（第 3 号）
- (4) 他の医療法人との合併（第 4 号）
- (5) 社員の欠乏（第 5 号）
- (6) 破産手続開始の決定（第 6 号）
- (7) 設立認可の取消し（第 7 号）

財団たる医療法人

財団たる医療法人は、次に掲げる事由によって解散する。（医療法第 55 条第 3 項）

- (1) 寄附行為をもって定めた解散事由の発生（第 1 号）
- (2) 目的たる業務の成功の不能、他の医療法人との合併、破産手続開始の決定、設立認可の取消し（第 2 号）

目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議の事由による解散については、都道府県知事の認可がなければ効力を生じない（医療法第 55 条第 6 項）とされており、かつ、当該認可または認可しない処分をするにあたっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。（医療法第 55 条第 7 項）

また、医療法人が解散した場合は、他の医療法人との合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、原則、理事がその法人の清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に特段の定めがあるときは、又は社員総会において理事以外を選任したときは、理事以外から清算人を選任できる。（医療法第 56 条の 3）

**医療法第 65 条で、「都道府県知事は、医療法人が、設立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止もしくは廃止後一年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。」と規定している。（職権による取消）**

### (2) 解散の登記について

医療法人が解散した場合には、組合等登記令第 7 条により、他の医療法人との合併および破産手続開始の決定があった場合を除き、主たる事務所の所在地において、二週間以内に登記をしなければならない。

### (3) 清算について

清算とは、本来の業務をやめて、残務を処理する手続きのことをいう。本来、解散した社団たる医療法人は、すぐに消滅するはずだが、医療法第 56 条の 2 で清算法人として存続させ残務整理を行うこととなる。

清算業務を行うのは、清算人で、破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、通常、理事が就任するが、定款若しくは寄附行為に別段の規定がある場合や、社員総会において、理事以外の者を選任した場合（医療法第 56 条の 3）、裁判所が利害関係人もしくは検察官の請求により又は職権で選任する場合（医療法第 56 条の 4）もある。

清算人は、その就任登記（医療法第 43 条第 1 項）をしなければならない。

清算人の職務は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しである。(医療法第56条の7第1項)また、解散の登記(医療法第43条第1項、組合等登記令第7条)、清算結了の届出(医療法第56条の11)等があり、この他に清算事務を行うにあたり必要な一切の職務を行うことができるとされている。(医療法第56条の7第2項)

#### (4) 解散後の残余財産について

解散した医療法人の残余財産は、合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為に定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。(医療法第56条第1項)

第1項の規定で処分されない財産は、国庫に帰属する。(同条同項第2項)

## 12 医療法人の合併及び分割について

合併については、本県において実例がないため、実務の詳細は検討中。

### (1) 医療法人の合併

医療法人は、他の医療法人と合併をすることができる。この場合、合併する医療法人は合併契約を締結しなければならない(医療法第57条)

合併には吸収合併と新設合併がある。

#### 吸収合併

医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させること。(医療法第58条)

#### 新設合併

2以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させること。(医療法第59条)

社団たる医療法人は、吸収又は新設の合併契約について総社員の同意を得なければならない(医療法第58条の2)。

財団たる医療法人は、寄附行為に吸収又は新設の合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、それぞれの合併をすることができる(同条同項第2項)。

さらに、財団たる医療法人は、吸収又は新設の合併契約について理事の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りではない。(同条同項第3項、第59条の2)

吸収又は新設合併は、都道府県知事(吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。(同条同項第4項、医療法第59条の2)

都道府県知事(吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。)は、吸収又は新設合併の認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。(医療法第58条の2第5項で準用する医療法第55条第7項)

### (2) 医療法人の分割

医療法人(社会医療法人は除く。)は、吸収分割又は新設分割をすることができる。(医療法第60条、医療法第61条)

#### 吸収分割

医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させること。(医療法第60条第1項)

#### 新設分割

1 又は 2 以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後により設立する医療法人に承継させること。（医療法第 61 条第 1 項）

社団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について総社員の同意を得なければならない。（医療法第 60 条の 3、第 61 条の 3）

財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割又は新設分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、それぞれの分割をすることができる。（同条同項第 2 項、第 61 条の 3）

さらに、財団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りではない。（同条同項第 3 項、第 61 条の 3）

吸収分割又は新設分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人主たる事務所の所在地が 2 以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、当該吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の全ての都道府県知事をいう。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。（医療法第 60 条の 3 第 4 項、医療法第 61 条の 3）

都道府県知事（吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人主たる事務所の所在地が 2 以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、当該吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の全ての都道府県知事をいう。）は、吸収分割又は新設分割の認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。（医療法第 60 条の 3 第 5 項で準用する医療法第 55 条第 7 項）

### 1 3 医療法人の法令等に対する措置について

#### (1) 法令等違反に対する措置（医療法第 64 条）

この場合、都道府県知事が行える措置は、次のとおり。

- (1) 医療法人の業務若しくは会計が、法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、期限を定めて、必要な措置をとるべく命ずることができる。（同条第 1 項）
- (2) 当該医療法人が(1)の命令に従わないときは、当該法人に対し、期限を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。（同条第 2 項）
- (3) (2)の勧告を行う場合は、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。（同条第 3 項）

また、医療法 64 条第 2 項の規定により役員解任を勧告するにあたっては、弁明の機会を与えなければならない。（医療法第 67 条）

#### (2) 設立認可を取消することができる場合（医療法第 65 条、医療法第 66 条）

設立認可を取り消すことができるのは、次の場合である。

- (1) 設立後、全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止し若しくは廃止後 1 年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、または再開しない場合。（医療法第 65 条）
- (2) 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合は、他の方法により監督の目的を達することが出来ない場合。（医療法第 66 条）
- (3) (2)の設立認可の取消を行う場合は、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければな

らない。

なお、医療法は、都道府県知事が、設立認可、解散、合併又は分割の認可をしない処分、役員勧告をするにあっては、相手方に弁明の機会を与える規定を定めている。（医療法67条）

## 14 医療法人の会計基準等に関する規定 平成29年4月2日以降に始まる会計年度から施行

### (1) 医療法人の会計基準

医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。（医療法第50条）

### (2) 会計帳簿の作成

医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。（医療法第50条の2第1項）

医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。（同条第2項）

### (3) 事業報告書等の作成

医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。（医療法第51条第1項）

医療法人が都道府県知事に届出を行うことを要する関係事業者との取引について、取引を行う者及び取引の基準として、以下を規定。（医療法施行規則第32条の6第1項1号及び2号）

医療法第51条第1項に定める関係事業者とは、次に掲げる者である。

(1) (2)に掲げる取引を行う者

- 1 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- 2 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- 3 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- 4 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- 5 3の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

(2) 当該医療法人と行う取引

- 1 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
- 2 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引

- 3 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- 4 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- 5 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- 6 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。（同条第2項）

医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。（同条第3項）

医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。（同条第4項）

の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。（同条第5項）

医療法人は、監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。（同条第6項）

#### **(4) 事業報告書等の提出**

社団たる医療法人の理事は、監事の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。（医療法第51条の2第1項）

理事は、の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、監事の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。（同条第2項）

の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。（同条第3項）

理事は、の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。（同条第4項）

医療法第51条の2第1項～第4項の規定は、財団たる医療法人について準用する。この場合において、各項中、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「社員」とあるのは「評議員」と読み替える。（同条第5項）

#### **(5) 事業報告書等の公告**

医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、社員総会又は評議員会の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。（医療法第51条の3第1項）

厚生労働省令で定める基準（医療法施行規則第33条の2の8）

- ・医療法人のうち、負債額が50億円以上又は収益額が70億円以上であるもの
- ・全ての社会医療法人

## (6) 事業報告書等の閲覧

医療法人（ に規定する者を除く。 ）は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。（医療法第51条の4第1項）

- ・ 事業報告書等（同条同項第1号）
- ・ 医療法第46条の8第3項の監事の監査報告書（同条同項第2号）
- ・ 定款又は寄附行為（同条同項第3号）

社会医療法人及び医療法第51条第2項の医療法人（社会医療法人を除く。 ）は、次に掲げる書類（公認会計士又は監査法人の監査報告書に掲げる書類にあつては、医療法第51条第2項の医療法人に限る。 ）をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

- ・ に掲げる書類（事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為）
- ・ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

## 15 特定の医療法人に対する外部監査の義務付けについて 平成29年4月2日以降に始まる会計年度から施行

医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。 ）は、厚生労働省令で定めるところにより、 の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。（医療法第51条第2項）

医療法第51条第2項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。（医療法第51条第5項）

公認会計士・監査法人による外部監査が義務付けられる医療法人の基準として、医療法施行規則第33条の2において、以下を規定。

- ・ 医療法人のうち、負債額が50億円以上又は収益額が70億円以上であるもの。
- ・ 社会医療法人のうち、負債額が20億円以上又は収益額が10億円以上であるもの。
- ・ 社会医療法人のうち、社会医療法人債を発行しているもの。

当該医療法人を対象に、会計の原則、貸借対照表・損益計算書に関する会計処理方法等を規定した医療法人会計基準（H28.4.20厚生労働省令第95号）の適用が義務づけられた。（ 四病院団体協議会が平成26年2月に策定した医療法人会計基準に沿って制定。 ）

当該医療法人等は、貸借対照表・損益計算書をホームページ、官報又は日刊新聞紙で公告しなければならない。（医療法第51条の3第1項）

## 医療法人関係申請・届出取扱要領

### 医療法人設立認可申請

事 項	医療法人を設立する場合				
様 式	様式 1	標準処理期間	90 日		
根拠法令	法第 44 条	令	-	規則第 31 条	
提出部数	3 部	提出時期	8 月、1 月	手数料	不要
添付書類	<p>(1) 認可申請書（法 - 1）</p> <p>(2) 添付書類一覧表（法 - 2）</p> <p>(3) 定款（厚生労働省が定めるモデル定款）</p> <p>(4) 設立総会議事録</p> <p>(5) 設立当初において、当該医療法人に所属すべき財産の目録</p> <p>ア 設立時の財産目録（法 - 3）</p> <p>イ 資産の内訳明細書（法 - 4）</p> <p>ウ 医療機械器具等の内訳明細書（法 - 5）</p> <p>エ 負債の内訳明細書（法 - 6）</p> <p>(6) 基金の拠出に関する書類又は寄附申込書</p> <p>【基金拠出の場合】</p> <p>ア 基金引受申込書（法 - 7）</p> <p>イ 基金拠出契約書（法 - 8）</p> <p>【寄附申込の場合】</p> <p>ア 寄附申込書（法 - 9）</p> <p>(7) 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての証明書類</p> <p>ア 不動産の評価書</p> <p>イ 動産の評価書</p> <p>ウ 銀行等の預金残高証明書</p> <p>エ 銀行等の拠出金保管証明書</p> <p>オ 負債の残高証明書及び負債引継承認書（法 - 10）</p> <p>(8) 医療法人の開設する医療施設の概要及び図面等（法 - 11）</p> <p>(9) 設立後の予算書</p> <p>ア 設立後 2 年間の事業計画書（法 - 12）</p> <p>イ 設立後 2 年間の収支予算書（法 - 13）</p> <p>ウ 設立後 2 年間の予算明細書（法 - 14）</p> <p>エ 設立後 2 年間の職員給与内訳書（法 - 15）</p> <p>(10) 設立者及び役員全員の履歴書並びに印鑑証明書</p> <p>ア 設立者及び役員全員の履歴書（法 - 16）</p> <p>イ 設立者及び役員全員の印鑑証明書</p> <p>(11) 設立代表者選任に関する委任状</p> <p>(12) 役員就任承諾書（法 - 17）</p> <p>(13) 管理者の就任承諾書（法 - 18）</p> <p>(14) 社員及び役員の名簿（法 - 19）</p> <p>(15) 不動産等を賃貸借する場合の賃貸借契約書案</p> <p>ア 不動産賃貸借契約書案</p> <p>イ 動産賃貸借契約書案</p>				

	<p>ウ 賃貸借契約額（賃料）の算定基礎</p> <p>(16) 不動産の登記簿謄本</p> <p>(17) 設立代表者の原本証明（法 - 20）</p> <p>注）一人医師医療法人の設立にかかる手続きの簡素化について</p> <p>医療法第 8 条の規定に基づき開設届出をした診療所のうち、2 年以上の実績がある診療所が医療法人を設立しようとする場合の設立認可申請に係る提出書類については、次のとおり簡素化を図るものとする。</p> <p>添付書類のうち、設立総会議事録は、設立趣旨書に代えることができるものとする。</p> <p>添付書類のうち、医療法人の開設する医療施設の概要及び図面等は、図面等を省略することができるものとする。</p> <p>設立後 2 年間の事業計画書、設立後 2 年間の収支予算書及び設立代表者選任に関する委任状については、省略することができるものとする。</p>
受付方法	<p>(1) 書類は、A4 判を縦に用い、左横書き、左綴じとする。提出部数は、正本 1 部、副本 2 部とする。</p> <p>(2) 医療法人設立認可申請書（法 - 1）には表紙をつけないこと。ただし、申請書の次頁に添付書類一覧表（法 - 2）を添付すること。</p> <p>(3) 一人医師医療法人で理事を 1 名又は 2 名とするときは、佐賀県知事の認可が必要なので、医療法人設立認可申請書になお書きで付け加えること。（医療法第 46 条の 5 第 1 項）</p> <p>A4 判より大きい場合は、片袖折り等にする。</p> <p>また、1 件の書類が 2 頁以上になるときは、設立代表者印で割印すること。</p> <p>(4) 提出する 3 部のうち、正本にはすべて原本を添付すること。ただし、原本添付が不可能なものを除く。</p> <p>副本 2 部については、設立代表者の原本証明があれば写しでもよい。</p> <p>(5) 申請内容等に不備等がある場合、申請者の了解のもとに訂正等を行うことがあるので、書類の右上余白に捨て印をすること。（ただし、定款及び議事録は設立者全員の捨て印、その他は設立代表者のみの捨て印）</p>

#### 医療法人設立認可申請の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 定款（寄附行為）	<p>(1) 厚生労働省モデル定款（「医療法人制度について」H19.3.30 医政 0330049 号）に準じて作成することが望ましい。モデル定款は、制度改正を踏まえ改正されるので、直近のモデル定款を厚生労働省ホームページにより確認すること。</p> <p>(2) 事務所及び開設する施設の所在地については、番地まで標記させること。</p> <p>(3) 附帯業務を規定する場合は、介護保険担当部署等との協議が終了していること。</p> <p>理事を 2 名とできるのは、理事定数特例の認可を受けた場合のみである。</p>
2. 設立総会議事録	<p>(1) 記載例に準じて作成することが望ましい</p>

<p>3.財産目録 資産、負債内 訳明細書、運 転資金内訳書</p>	<p>(1) 現金・預金を出資する場合、2ヶ月分以上の運転資金を有していること。 診療所の場合、運転資金の基準は以下のとおりとする。 無床診療所：出資金 5,000 千円以上 有床診療所：出資金 10,000 千円以上</p> <p>なお、出資の確認方法としては、各出資者の出資額に応じた金融機関の残高証明書（原本）を添付させること。 医業未収金を出資する場合にあっては、申請日直近2ヶ月分の社会保険、国民健康保険の振込通知書の写し（設立代表者の原本証明が必要）を添付させること。</p> <p>(2) 全額医業未収金は不可。 (3) 出資金は、現金・預金または窓口収入による場合に限らない。 (4) 不動産または動産を出資する場合にあっては、不動産については、鑑定評価または簿価等、動産にあっては簿価等の資料を添付させること。 (5) 負債を引き継ぐ場合にあっては、負債内訳書を作成させ、残高証明及び債務引継承認書を添付させること。</p> <p>なお、引き継ぐ負債は、医療の継続に必要な設備等にかかる債務とし、原価相当額であること。（S28.3.19 医 49 疑義照会回答「医療法人設立当初の負債について」の考え方を参照）</p>
<p>4.診療施設の概要、 附帯業務を行う施設の概要</p>	<p>(1) 開設する施設の名称が記載されていること。 (2) 管理者氏名は、免許証の写しと照合すること。 (3) 敷地の面積、建物の構造及び面積は、登記簿と照合すること。 (4) 病院、介護老人保健施設、介護医療院または開設して2年間が経過していない診療所を営む場合にあっては、施設の図面（位置図）、を添付させること。病院（介護老人保健施設、介護医療院、診療所、附帯業務）開設と法人設立を同時に行う場合は、従業員の人数は予定で構わない。</p>
<p>5.事業計画及び 収支予算書</p>	<p>(1) モデルを参考にすること。 (2) 収入総額 支出総額となっているか確認すること。 (3) 定款で規定された会計年度と合致しているか確認すること。（初年度は、1年たっていない場合がほとんどなので注意すること。） (4) 事業年度の初年度が1年未満の場合にあっては、初年度から3年目までの事業計画書及び収支予算書を提出させること。（丸2年間の事業計画書及び予算書の把握） (5) 収支内訳書の備考欄に算定根拠を記載させること。</p>
<p>6.設立者及び役員 全員の履歴書</p>	<p>(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 住所は、現住所を記載すること。名前にはふりがなを記載させること。 (3) 職歴の欄で、利害関係を有する営利法人の役員に就任していないか確認すること（非営利性の原則）。現在までの職歴が記載されていること。医療法人と関係のある営利法人の役員に就任している場合は、その役員を辞退してもらうか、法人の役員を辞退してもらうか指導すること。（p.5 参照） (4) 役員は自然人のみ。 (5) 理事長は、医師又は歯科医師であること。（医療法第46条の6第1項） (6) 監事は、医療法人の理事又は職員と兼任していないこと。 （医療法第46条の5第8項）</p>

7. 設立代表者選任に関する委任状	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 受任者が委任者のなかに含まれていないこと。
8. 役員就任承諾書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。
9. 管理者就任承諾書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。
10. 社員及び役員名簿	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 社員は、3名以上であることが望ましい。 (3) 社員は、義務教育修了程度の者。 (4) 役員（理事・監事）は大学生又は成年であることが望ましい。
11. 不動産賃貸契約書案	(1) 契約書の不動産の表示内容は、登記簿の表示内容と一致するか確認すること。所有者も確認すること。所有者が共有の場合、共有者ごとに契約を作成することが原則であるが、契約者欄に共有者の記名押印があれば賃貸借契約書を1本とすることも可能。なお、理事長と理事長個人の印鑑は別であること。 土地の地目も確認すること。（農地に建物が建設してある場合がある。） (2) 既に賃貸借契約が締結されており継続して賃貸借する場合には、不動産賃貸借引継契約書及び原賃貸借契約書の写し（設立代表者の原本証明が必要）を添付させること。 (3) 契約期間は10年以上とすることが望ましい。
12. 賃料の算定	(1) 算定根拠資料により、賃料が近隣の土地、建物等の賃借事例と比較して高額になっていないか確認すること。（医療法第54条の剰余金の配当に抵触するおそれがあるため）。 (2) 算定手段としては、不動産鑑定額、固定資産評価額、簿価、路線価等を用いるものとする。
13. その他	医療法人の設立は、登記が効力発生要件である（医療法第46条）。組合等登記令第2条第2項で、医療法人が登記しなければならない事項は次のとおりである。 <p>目的及び業務  名称  事務所の所在場所  代表権を有する者の氏名、住所及び資格  存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由  資産の総額</p> 認可書及び申請書正本を申請者に交付する際、法人設立後の事務手続きについても説明を行うこと。なお、設立登記完了届については、2週間を経過しても届出がない時は催促すること。なお、登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の提出があった場合は、認可書とチェックし、登記事項の記載に誤りがないか確認すること。

## 医療法人解散認可申請

事 項	医療法人を解散する場合				
様 式	様式 2	標準処理期間	90 日		
根拠法令	法第 55 条	令	-	規則第 34 条	
提出部数	3 部	提出時期	8 月、1 月	手数料	不要
添付書類	(1) 解散理由書 (2) 社員総会（評議員会）議事録（写しの場合、原本証明を要す。） (3) 財産目録及び貸借対照表 (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類				
受付方法	(1) 提出部数は、正本 1 部、副本 2 部とする。				

## 医療法人解散認可申請の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請の対象	申請の対象は次のとおりである。 【社団たる医療法人の場合】 目的たる業務の成功の不能 注 社員総会の決議 法人の予定した目的が完了することができないことである。「不能」か否かは、社会通念より決すべきである。 【財団たる医療法人の場合】 目的たる業務の成功の不能
2. 申請者の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
3. 解散理由書	(1) 解散の理由が具体的に記載されていること。
4. 社員総会（評議員会）議事録	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 開催場所、日時、総社員（評議員）数、出席社員（評議員）数及び表決委任者数が記載されていること。 (3) 開会するのに必要な社員数（定款に規定されている数）の出席があったか、議決に必要な定足数（定款に規定されている数）の社員の同意があったか確認すること。 (4) 解散の理由が議事録に明記されていること。 (5) 議長及び議事録署名人の署名押印がされていること。 (6) 社員総会と理事会が混同されていることや、総会開催の根拠条文の誤りが多いので、指導すること。（社員でない者が出席し、議事録に記名押印していることがある。）
5. 財産目録及び貸借対照表	(1) 申請時点で作成すること。
6. 残余財産の処分に関する事項を記載した書類	(1) 残余財産が生じたときは、定款（寄附行為）に規定されたとおりに分配が予定されていること。

## 医療法人吸収分割（新設分割）認可申請

事 項	医療法人を吸収分割（新設分割）する場合				
様 式	様式 14	標準処理期間	90 日		
根拠法令	法第 60 条の 3 第 4 項、 法第 61 条の 3 第 1 項	令	-	規則第 35 条の 8、 規則第 35 条の 11	
提出部数	6 部 2 法人に分 割する場合	提出時期	8 月、1 月	手数料	不要
添付書類	<p><b>【吸収分割の場合】</b></p> <p>(1) 分割理由書</p> <p>(2) 社員総会（理事会、評議員会）議事録</p> <p>(3) 吸収分割契約書の写し</p> <p>(4) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>(5) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>(6) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表</p> <p>(7) 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>(8) 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書</p> <p>(9) 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者就任承諾書及び免許証の写し</p> <p>(10) 代表者の原本証明</p> <p><b>【新設分割の場合】</b></p> <p>(1) 分割理由書</p> <p>(2) 社員総会（理事会、評議員会）議事録</p> <p>(3) 新設分割計画の写し</p> <p>(4) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>(5) 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>(6) 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表</p> <p>(7) 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>(8) 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書</p> <p>(9) 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者就任承諾書及び免許証の写し</p> <p>(10) 代表者の原本証明</p>				

受付方法	<p>(1) 2法人に分割する場合、提出部数は、正本1部、副本5部とする。          正本を指令書に添付して吸収分割医療法人又は新設分割医療法人に交付し、副本1部を指令書の写しに添付して吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人に交付する。残りの副本4部については、医務課で2部、保健福祉事務所で2部を法人ごとに保管する。</p> <p>(2) 3法人に分割する場合、提出部数は、正本1部、副本8部とする。</p>
------	--

**医療法人吸収分割（新設分割）認可申請の記載要領及び留意事項**

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請の対象	<p>(1) 社団たる医療法人</p> <p>(2) 財団たる医療法人（寄附行為に分割することができる旨の定めがある場合に限る。）          社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び医療法第42条の3第1項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は対象外。</p>
2. 申請者の住所、氏名	(1) 吸収分割医療法人又は新設分割医療法人の主たる事務所の現住所。
3. 分割理由書	(1) 分割の理由が具体的に記載されていること。
4. 社員総会（理事会、評議員会）議事録	<p>(1) モデルに準じて作成することが望ましい。</p> <p>(2) 開催場所、日時、総社員（理事、評議員）数、出席社員（理事、評議員）数及び表決委任者数が記載されていること。</p> <p>(3) 開会するのに必要な社員数（定款に規定されている数）の出席があったか確認すること。</p> <p>(4) 分割の理由及び吸収分割契約又は新設分割計画について必要数の同意を得られた旨が議事録に明記されていること。</p> <p>(5) 議長及び議事録署名人の署名押印がされていること。</p> <p>(6) 社員総会と理事会が混同されていることや、総会開催の根拠条文の誤りが多いので、指導すること。（社員でない者が出席し、議事録に記名押印していることがある。）</p>
5. 吸収分割契約書、新設分割計画	<p>それぞれ以下の事項を定めなければならない。</p> <p><b>【吸収分割契約書】</b>          吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地          吸収分割承継医療法人が吸収分割により吸収分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項          吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画又はその要旨          吸収分割がその効力を生ずる日</p> <p><b>【新設分割計画】</b>          新設分割設立医療法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地          新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項          新設分割設立医療法人が新設分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項          新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画又はその要旨</p>

	新設分割がその効力を生ずる日
6. 分割前後の定款（寄付行為）	(1) 分割前の定款（寄附行為）は、以前認可した定款（寄附行為）の写しを提出してもらうこと。 (2) 分割後の定款（寄附行為）は、厚生労働省モデル定款（「医療法人制度について」H19.3.30 医政 0330049 号）に準じて作成することが望ましい。
7. 財産目録及び貸借対照表	(1) 申請時点で作成すること。
8. 事業計画及びこれに伴う予算書	(1) モデルを参考にすること。 (2) 収入総額 支出総額となっているか確認すること。 (3) 定款で規定された会計年度と合致しているか確認すること。（初年度は1年たっていない場合がほとんどなので注意すること。） (4) 事業年度の初年度が1年未満の場合にあっては、初年度から3年目までの事業計画書及び収支予算書を提出させること。（丸2年間の事業計画書及び予算書の把握） (5) 収支内訳書の備考欄に算定根拠を記載させること。
9. 役員就任承諾書及び履歴書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 住所は、現住所を記載すること。名前にはふりがなを記載させること。 (3) 職歴の欄で、利害関係を有する営利法人の役員に就任していないか確認すること（非営利性の原則）。現在までの職歴が記載されていること。医療法人と関係のある営利法人の役員に就任している場合は、その役員を辞退してもらうか、法人の役員を辞退してもらうか指導すること。（p.5 参照） (4) 役員は自然人のみ。 (5) 理事長は、医師又は歯科医師であること。（医療法第46条の6第1項） (6) 監事は、医療法人の理事又は職員と兼任していないこと。（医療法第46条の5第8項） (7) 既存医療法人について役員に変更が生じた場合は、役員変更届（医療法施行令第5条の13）を別途提出すること。
10. 管理者就任承諾書及び免許証の写し	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。
11. その他	(1) 吸収分割及び新設分割は、登記が効力発生要件である（医療法第60条の7、同法第61条の5）。吸収分割の登記は、吸収分割医療法人及び吸収分割承継法人についての変更登記であること。新設分割の登記は、新設分割医療法人については変更登記、新設分割設立医療法人については設立登記であること。 (2) 吸収分割承継医療法人は、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割医療法人の権利義務（病院開設の許可、公租公課の賦課等当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継すること。また、新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割医療法人の権利義務（病院開設の許可、公租公課の賦課等当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継すること。なお、病院開設の許可の変更届等は必要であることに留意すること。

## 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請

事 項	医療法人の定款（寄附行為）を変更する場合				
様 式	様式 3	標準処理期間	30 日		
根拠法令	法第 54 条の 9 第 3 項	令	-	規則第 33 条の 25、第 33 条の 26	
提出部数	2 部	提出時期	事前	手数料	不要
添付書類	<p>(1) 新旧対照表</p> <p>(2) 変更事由書</p> <p>(3) 社員総会（評議員会）議事録 写しの場合は、原本証明を要す。</p> <p>(4) 現行定款（寄附行為）及び新定款（寄附行為）案 現行定款（寄附行為）には原本証明を要す。</p> <p>(5) 【病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を新たに開設する場合】 新たに開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（位置図、配置図、平面図等を添付） 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の管理者就任承諾書及び免許証の写し 定款（寄附行為）変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書 施設の土地・建物の不動産登記簿謄本（賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しも添付）</p> <p>(6) 【附帯業務（医療法第 42 条各号）を新たに開設する場合】 新たに開設する附帯業務の施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類（位置図、配置図、平面図、運営規定等を添付） 定款（寄附行為）変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を市町から指定又は委託を受けて行う際の形式的な変更の場合は、上記 の書類は省略して差支えない。（H29.4.20 付け医務課長通知）</p> <p>詳しくは「定款変更認可申請必要書類一覧」を参照のこと</p>				
受付方法	<p>(1) 提出部数は、正本 1 部、副本 1 部。 副本については、申請書の鑑文は申請者の印が実際に押印されているものを提出する必要があるが、添付書類は正本の写しで差し支えない。</p> <p>(2) 圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所のある保健福祉事務所で受付をすること。</p>				

### 定款変更認可申請の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請書の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2. 変更理由書	変更の理由が明確に記載されていること。
3. 新旧対照表	<p>(1) モデルに準じて作成することが望ましい。新旧条文の変更箇所にアンダーラインを引くこと。</p> <p>(2) 附則の追加は記載しない。定款（寄附行為）本文のみ記載</p>

<p>4. 社員総会（評議員会）議事録</p>	<p>(1) モデルに準じて作成することが望ましい。</p> <p>(2) 開催場所、日時、総社員（評議員）数、出席社員（評議員）数及び表決委任者数が記載されていること。</p> <p>(3) 開会するのに必要な社員数（定款に規定されている数）の出席があったか、議決に必要な定足数（定款に規定されている数）の社員の同意があったか確認すること。</p> <p>(4) 定款変更の理由が議事録に明記されていること。</p> <p>(5) 社員総会（評議員会）の議事の中で指定されている場合は、議長及び議事録署名人の署名押印がされていること。</p> <p>(6) 社員総会と理事会が混同されていることや、総会開催の根拠条文の誤りが多いので、指導すること。（社員でない者が出席し、議事録に記名押印していることがある。）</p> <p>(7) 法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に選任しなければならないため、その選任について議事録に明記されていること。（役員の選任は社員総会議決事項）</p>
<p>5. 新旧定款</p>	<p>(1) 現行定款（寄附行為）は、以前認可した定款（寄附行為）の写しを提出してもらうこと。</p> <p>(2) 現行定款（寄附行為）、新定款（寄附行為）案の読み合わせを行うこと。その際、定款（寄附行為）変更が必要な箇所がその条文のみとは限らない場合もあるので注意すること。（新たに診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設した場合は、モデル新旧対照表の新条文のとおり、複数の条文を変更する必要がある。）また、誤字、脱字、住居表示（行政地番変更等）に伴うもの等もあれば、併せて定款（寄附行為）変更を行うよう指導すること。</p> <p>今後、定款（寄附行為）変更する場合や定款（寄附行為）変更の事前相談があった場合は、新旧定款（寄附行為）の読み合わせ、今回申請予定以外でも上記のような箇所があれば、その箇所も併せて変更するよう指導すること。</p> <p>（例として）</p> <p>県知事または都道府県知事 佐賀県知事 老人保健施設 介護老人保健施設</p> <p>(3) 定款（寄附行為）内の「目的及び事業」の章には、本来業務である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の医療機関名だけでなく、当該医療機関の住所まで記載させること。また、附帯業務を開設・移転する場合は、定款（寄附行為）に 事業名、 事業所名、 当該事業所の住所を記載させること。</p> <p>(4) 変更理由に関わらず、定款（寄附行為）変更認可申請があった場合は、必ず(3)が記載されていることを確認し、記載漏れや修正が必要な場合は、あわせて追記、修正するよう指導すること。</p> <p>定款（寄附行為）の規定で、社員総会（評議員会）の開催が1回となっている場合がある。通常は、2回（次年度の事業計画及び予算の承認を行う総会を決算前に行い、決算後、2ヶ月以内に決算の承認を行う社員総会（評議員会）を開催するのが普通。）なので、暫定予算等の規定がないときは、定款（寄附行為）変更を指導すること。</p>

6. 新たに開設する施設の概要を記載した書類	<p>(1) 【病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を新たに開設する場合】 新たに開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の位置図（開設する箇所を色づけすること。）、配置図、平面図、概要書（設立認可時に使用する概要書で可）を添付させること。</p> <p>(2) 【附帯業務（医療法第42条各号）を新たに開設する場合】 新たに開設する附帯業務の施設の位置図（開設する箇所を色づけすること。）、配置図、平面図、事業の概要書を添付。</p>
7. 管理者就任承諾書及び免許証の写し	<p>(1) 【病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を新たに開設する場合のみ】 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の管理者就任承諾書及び免許証の写し 管理者就任承諾書は、医療法人設立認可申請の同様式で可。</p> <p>(2) 原則として、法人が開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない（医療法第46条の5第6項）ため、役員変更届（医療法施行令第5条の13）を提出すること。 ただし、法人が病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えられないことができる。（医療法第46条の5第6項但書き）</p>
8. 事業計画及びこれに伴う予算書	<p>法人設立認可申請と同様</p> <p>(1) モデルを参考にすること。</p> <p>(2) 収入総額 支出総額となっているか確認すること。</p> <p>(3) 定款で規定された会計年度と合致しているか確認すること。（初年度は、1年たっていない場合がほとんどなので注意すること。）</p> <p>(4) 事業年度の初年度が1年未満の場合にあっては、初年度から3年目までの事業計画書及び収支予算書を提出させること。（丸2年間の事業計画書及び予算書の把握）</p> <p>(5) 収支内訳書の備考欄に算定根拠を記載させること。</p>
9. その他	<p>(1) 新たに病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を開設する場合は、施設の土地・建物の不動産登記簿謄本を添付すること。（賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しも添付） なお、契約書に表記されている不動産の所在地、地番（家屋番号）、地積（面積）、土地の地目、建物の構造と登記簿謄本の突合を行うこと。また、契約が有効に成立しているか確認すること。（共有なのに共有者の一方とだけ契約している場合など。）</p> <p>(2) 新たに診療所を新築移転する場合、定款（寄附行為）には、現在開設中の診療所の所在地、名称及び新築移転する診療所の所在地、名称を必ず併記する必要はない。（1度の変更で移転後の診療所を追記、移転前の診療所の削除を行っても良い。） ただし、定款（寄附行為）変更を2回行うことも差し支えない。（新診療所の名称・開設場所を定款へ追加 移転完了後、旧診療所の名称・開設場所を定款から削除）。申請者の負担にならないよう配慮すること。 なお、移転新築する場合は、保険医療機関指定の関係上、社会保険事務局と事前打ち合わせをするよう申請者に指導すること。</p>

	<p>(3) 次の事項を変更した場合は、組合等登記令第3条で変更登記が義務づけられているので、認可書を申請者に手渡すとき、登記完了届の様式も併せて渡し提出させること。2週間を経過しても届出がない時は催促すること。</p> <p style="text-align: center;">目的及び業務          名称          事務所の所在場所</p> <p>(4) いわゆる「出資額限度法人」（出資持分の定めのある社団医療法人で、定款で退社時の社員の出資持分払戻請求や解散時の残余財産分配請求について、払込出資額を限度とすることを明らかにした法人）については、H16.8.13 医政発 0813001 号でモデル定款が示され、その定義や課税関係等が整理された。</p> <p>ただし、課税関係については、一般的な見解として示されているため、個々の事例については国税当局に相談するよう指導すること。</p>
--	---

### 定款（寄附行為）変更認可申請必要書類一覧

	医療機関の新規開設	既存医療機関の廃止	附帯業務の開始	附帯業務の廃止	その他の条文変更	備考
申請書						
変更理由書						
新旧条文対照表						
社員総会（評議員会）議事録						要原本証明
新定款（寄附行為）案						
現行定款（寄附行為）						要原本証明
新たに開設する医療機関等の概要を記載した書類						
新たに開設する医療機関等の管理者になる者の管理者就任承諾書及び免許証の写し						
新たに開設する附帯業務の概要を記載した書類						
定款変更後2年間の事業計画書及びこれに伴う予算書						
図面（位置図、配置図、平面図）						
土地・建物の賃貸借契約書						法人所有の場合は不要。要原本証明
土地・建物の登記簿謄本						申請書正本には原本添付

## 医療法人理事長選任特例認可申請

事 項	医療法人の理事長を医師又は歯科医師以外の者とする場合				
様 式	様式 4	標準処理期間	90 日		
根拠法令	法第 46 条の 6 第 1 項但し書き	令	-	規則第 31 条の 5 の 3	
提出部数	2 部	提出時期	事前	手数料	不要
添付書類	(1) 理事会議事録（写しの場合は、原本証明を要す。） (2) 社員総会（評議員会）議事録（写しの場合は、原本証明を要す。） (3) 医師又は歯科医師以外の者を理事長とする理由書 (4) 理事長就任予定者の履歴書 (5) 理事長への就任承諾書 (6) 現行の社員及び役員名簿 (7) 過去 3 年間の収支決算書				
受付方法	(1) 提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。 (2) 圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所のある保健福祉事務所で受付をすること。				

## 理事長選任特例認可申請の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請書	(1) 法人の主たる事務所の現住所であること。
2. 理事長就任予定者の履歴書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 住所は、現住所を記載すること。 (3) 職歴の欄で、利害関係を有する営利法人の役員に就任していないか確認すること。現在までの職歴が記載されているか確認すること。営利法人の役員に就任している場合は、その役員を辞退してもらうか、法人の役員を辞退してもらうか指導すること（p.5 参照）。 (4) 医療法第 46 条の 4 第 2 項（役員欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨の記載が必要である。記載がない場合は、誓約書を添付させること。
3. 社員総会（評議員会）及び理事会議事録	(1) 原本または写しに原本証明をすること。 (2) 開催場所、日時、社員（評議員）総数、理事総数、出席数及び表決委任者数（定款又は寄附行為で禁止されている場合を除く。）に規定が記載されていること。 (3) 開会するのに必要な数（定款又は寄附行為に規定されている数）の出席があったか、議決に必要な数（定款又は寄附行為に規定されている数）の同意があったか確認すること。 (4) 議長及び議事録署名人または、出席社員全員の記名押印がされていること (5) 選任方法は、次の 2 つがあり、それぞれに必要な議事録を添付すること。 現行の理事のなかから選任。（理事会議事録） ・理事会で理事の互選によって定めるのみ。 現行の理事以外から選任。（社員総会及び理事会議事録） ・社員総会（評議員会）で理事を選任後、理事会で理事の互選によって定める。

<p>4. 現行の社員（評議員）及び役員名簿</p>	<p>(1) 様式に従い、申請時点での社員（評議員）及び役員を記載すること。</p> <p>(2) 親族・特殊関係の有無については、下記により判断すること。</p> <p>親族・特殊関係とは、以下の関係にある者をいう。</p> <p>六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族関係を有する者</p> <p>理事長予定者又は理事長予定者と親族関係を有する理事(以下「当該者等」という。)とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>当該者等の使用人及び使用人以外の者で当該者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>又は に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にする者</p> <p>次に掲げる法人の役員又は使用人である者</p> <p>ア 当該者等が会社役員となっている他の法人</p> <p>イ 当該者等及び(一)から(三)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社</p>
<p>5. その他</p>	<p>いわゆる「子女基準」（S61.6.26 健政発第 410 号通知の 5）による当該認可申請については、単に子女が在学中もしくは臨床研修期間中であるだけでなく、将来、理事長職を承継する医師を有することが前提であるため、社員総会（評議員会）議事録もしくは理事会議事録において、その旨を確認すること。</p> <p>また、当該子女から理事長への誓約書の写しを添付すること。</p>

<p>認可は、次の(2)以下の各事項に該当する場合に限り認められること。</p> <p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（S61.6.26 健政発第 410 号通知）</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1) 法 46 条の 6 第 1 項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されないよう事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合には、行われるものであること。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項のただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>地域医療支援病院を経営している医療法人</p> <p>公益財団法人日本医療機能評価機構<sup>(注1)</sup>が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関が経営している医療法人</p> <p>(4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人経営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>この場合、認可の可否に関する審査については、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。</p>
--

(5) (3)および(4)の取り扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者<sup>(注2)</sup>が役員に就任していないこと。また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

(注1) 病院を始めとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、その結果明らかとなった問題点の改善を支援する第三者機関。

(注2) 暴力団の構成員及び準構成員(構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者)をいうものであること。

(3)、(4)の基準により認可する際は、暴力団関係者の関与がない旨の申立書を添付させること。

(4)の「総合的に勘案」の目安

(1) 医師又は歯科医師でない者を理事長に選任する必要性が明確であること。(理事に医師又は歯科医師がいる場合、この者が理事長に就任しないことに理由があること。)

(2) 理事長候補者が経験を有していること。当該医療法人の理事として5年以上就任していること。

(3) 理事会の構成が次の要件をすべて満たしていること。

医師又は歯科医師の理事が理事全体の2分の1以上であること。

親族関係を有する者など、特殊の関係があるものの合計が理事全体の2分の1以下であること。

(4) 医療法人の運営について、過去5年間にわたって、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査及び保険指導監査における指導を受けて改善が見られない場合や脱税等その他の法令違反がないこと。

(5) 医療法人の経営について、過去3年間にわたって、原則として収支が黒字であるか、収支が赤字の年度があった場合であっても、直近の年度の収支が黒字であるなど経営が改善する傾向にあること。

また、貸借対照表上、債務超過となっていないこと。

## 2 手続のフロー(医療審議会諮問の場合)

医療法人理事長選任特例認可申請書の提出(審議会開催月の2ヶ月前まで)

(圏域をまたがる案件については、書類の過不足や記入漏れ等の形式審査後、医務課へ進達すること。)

ヒアリング、その他調査の実施(必要に応じて)

医療審議会への諮問

医療審議会終了後

・医療審議会の答申を受け、その内容に従い、認可(もしくは不認可)処理を行う。

・医療監視や医療法人に関する諸届等により、認可要件の遵守について確認を行うこと。

## 管理者理事免除認可申請

事 項	管理者の一部を医療法人の理事に加えない場合				
様 式	様式 5	標準処理期間	25 日		
根拠法令	法第 46 条の 5 第 6 項但書き	令	-	規則第 31 条の 5 の 2	
提出部数	2 部	提出時期	事前	手数料	不要
添付書類	(1) 社員総会（理事会）議事録 写しの場合は、原本証明を要す				
受付方法	(1) 提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とすること。 (2) 圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所の ある保健福祉事務所で受付をすること。				

## 管理者理事免除認可申請の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請書の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2. 社員総会（理事会）議事録	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 開催場所、日時、総理事数、出席者数及び表決委任者数が記載されていること。 (3) 管理者の一部を理事に加えない理由が議事録に明記されていること。
3. その他	<p>2 以上の病院等を開設する場合における同項ただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可は、病院等の立地及び機能等を総合的に勘案し、同項の規定の趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められるときに行われるものであること。 （例えば、病院等が隣接し業務に緊密な連携がある場合や病院等が法人の主たる事務所から遠隔地にある場合などが考えられるが、これらに限定されるものではないこと。）</p> <p>なお、恣意的な理由ではなく、社員総会の議決など正当な手続きを経ていること等を確認すること。</p> <p>同項ただし書きの規定に基づく認可について、医療法人の定款又は寄附行為において、理事に加えないことができる管理者が管理する病院等を明らかにしているときは、当該病院等の管理者が交替した場合でも当該認可は継続できるものとする。</p> <p>（「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」S61.6.26 健政発 410）</p>

## 理事数減員認可申請

事 項	医療法人の理事数を 1 人又は 2 人とする場合				
様 式	様式 6	標準処理期間	25 日		
根拠法令	法第 46 条の 5 第 1 項ただし書き	令	-	規則第 31 条の 5	
提出部数	2 部	提出時期	事前	手数料	不要
添付書類	(1) 理事会議事録 写しの場合は、原本証明を要す				
受付方法	(1) 提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とすること。 (2) 圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所のある保健福祉事務所で受付をすること。				

## 理事数減員認可申請の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請書の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2. 理事会議事録	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 開催場所、日時、総理事数、出席理事数及び表決委任者数が記載されていること。 (3) 理事を 1 人又は 2 人とする理由が議事録に明記されていること。
3. その他	法第 46 条の 5 第 1 項ただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を 1 箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事 2 人を置くことが望ましいこと。 (「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」S61.6.26 健政発 410)

## 医療法人解散届

事項	医療法人が定款又は寄付行為で定めた解散の事由が発生した場合、又は社団たる医療法人において、社員が欠乏した場合				
様式	様式7	標準処理期間	-		
根拠法令	法第55条第8項	令	-	規則	-
提出部数	2部	提出時期	解散登記後、遅滞なく	手数料	不要
添付書類	(1) 社員総会（評議員会）議事録の写し（原本証明を要す。） (2) 登記簿謄本（登記事項証明書） 原本を提出させること。				
受付方法	主たる事務所のある保健福祉事務所で受付をすること。				
届出が必要な解散の事由	定款をもって定めた解散事由の発生（医療法第55条第1項第1号） 社員の欠乏（同法同条同項第5号） 寄附行為をもって定めた解散事由の発生（同法同条第3項第1号）				

## 医療法人解散届の記載要領及び留意事項

項目	記載要領及び留意事項
1.届出人の住所、名前	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2.社員総会（評議員会）議事録	当初より設定された定款又は寄附行為をもって定めた解散事由の発生、又は社団たる医療法人においては社員の欠乏の場合に限り適用となる規定であることから、定款等に特別の定めがない限り、社員総会等の開催はないものと想定される。 (1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 開催場所、日時、総社員（評議員）数、出席社員（評議員）数及び表決委任者数が記載されていること。 (3) 開会するのに必要な社員数（定款又は寄附行為に規定されている数）の出席があったか、議決に必要な定足数（定款又は寄附行為に規定されている数）の社員の同意があったか確認すること。 (4) 解散の理由が議事録に明記されていること。 (5) 議長及び議事録署名人の署名押印がされていること。

## 定款（寄附行為）変更届

事 項	医療法人の定款（寄附行為）を変更する場合（事務所の所在地、公告の方法）				
様 式	様式 8	標準処理期間	25 日		
根拠法令	法第 54 条の 9 第 5 項	令	-	規則第 33 条の 26	
提出部数	2 部	提出時期	変更後、遅滞なく	手数料	不要
添付書類	(1) 変更後の定款又は寄附行為 (2) 社員総会（評議員会）議事録の写し				
受付方法	(1) 提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とすること。 (2) 圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所のある保健福祉事務所で受付をすること。				

## 定款（寄附行為）変更届の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 申請書の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2. 社員総会（評議員会）議事録	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 開催場所、日時、総社員（評議員）数、出席社員（評議員）数及び表決委任者数が記載されていること。 (3) 開会するのに必要な社員数（定款に規定されている数）の出席があったか、議決に必要な定足数（定款に規定されている数）の社員の同意があったか確認すること。 (4) 定款変更の理由が議事録に明記されていること。 (5) 議長及び議事録署名人の署名押印がされていること。 (6) 社員総会と理事会が混同されていることや、総会開催の根拠条文の誤りが多いので、指導すること。（社員でない者が出席し、議事録に記名押印していることがある。）

## 医療法人事業報告書等届

事 項	医療法人の決算が終了した場合				
様 式	様式 9	標準処理期間	-		
根拠法令	法第 52 条第 1 項		令	-	規則第 33 条の 2 の 12
提出部数	2 部	提出時期	会計年度終了後、3 ヶ月以内	手数料	不要
添付書類	<p>事業報告書等の様式は、厚生労働省通知「医療法人における事業報告書等の様式について」（H19.3.30 医政指発 0330003 号）及び「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（H28.4.20 医政発 0420 第 5 号）の様式によること。</p> <p><b>【社会医療法人以外の医療法人の場合】</b></p> <p>(1) 事業報告書（様式 1）</p> <p>(2) 財産目録（様式 2）</p> <p>(3) 貸借対照表 （様式 3 - 1）病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人 （様式 3 - 2）診療所のみを開設する医療法人</p> <p>(4) 損益計算書 （様式 4 - 1）病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人 （様式 4 - 2）診療所のみを開設する医療法人</p> <p>(5) 関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（様式 5）</p> <p>(6) 監事の監査報告書（様式 6）</p> <p><b>【社会医療法人の場合】</b></p> <p>(1) 事業報告書（様式 1）</p> <p>(2) 財産目録（様式 2）</p> <p>(3) 貸借対照表（様式 3 - 1～3 - 2）</p> <p>(4) 損益計算書（様式 4 - 1～4 - 2）</p> <p>(5) 関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（様式 5）</p> <p>(6) 監事の監査報告書（様式 6）</p> <p>(7) 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>(8) 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（社会医療法人債を発行する社会医療法人に限る）</p>				

	<p>【医療法第 51 条第 2 項に該当する医療法人・社会医療法人】 平成 29 年 4 月 2 日以降に始まる会計年度から施行 様式第一号～様式第九の二号については、「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（H28.4.20 医政発 0420 第 5 号）に定めるものとする。</p> <p>(1) 事業報告書（様式 1） (2) 貸借対照表（様式第一号） (3) 損益計算書（様式第二号） (4) 財産目録（様式第三号） (5) 純資産変動計算書（様式第四号） 医療法施行規則第 33 条第 1 項第 3 号 (6) 附属明細書（様式第五号～様式第九の二号） 医療法施行規則第 33 条第 1 項第 3 号 (7) 監事の監査報告書（様式 6） (8) 公認会計士等の監査報告書 (9) 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類（社会医療法人のみ） (10) キャッシュ・フロー計算書（社会医療法人債を発行する社会医療法人に限る）</p>
受付方法	<p>(1) 提出部数は正本 1 部、副本 1 部とすること。 (2) 圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所のある保健福祉事務所で受付をすること。</p>

#### 医療法人事業報告書等届の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 届出者の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2. 事業報告書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。
3. 財産目録	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。
4. 貸借対照表、損益計算書、財産目録、監事の監査報告書	<p>(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 医療法人の類型に合わせた貸借対照表（様式 3-1～3-4）、損益計算書（4-1～4-2）を使用すること。事業報告書などで開設する医療機関等を確認すること。 (3) 医療法人会計基準（H28.4.20 厚生労働省令第 95 号）を適用する場合は、当該会計基準及び「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（H28.4.20 医政発 0420 第 5 号）を参照し記載すること。</p>
5. その他	(1) 昨年の事業報告書と比較して大きな変動があったり、資本金割れがある場合は、申請者に理由と対策を確認し、記録しておくこと。

## 医療法人役員変更届

事 項	医療法人の役員に変更があった場合				
様 式	様式 10	標準処理期間	なし		
根拠法令	法	-	令第 5 条の 1 3	規則	-
提出部数	1 部	提出時期	変更後、遅滞なく	手数料	不要
添付書類	<p><b>【新たに役員に就任する場合】</b></p> <p>(1) 役員改選を承諾した会議（社員総会、評議員会、理事会）議事録の写（理事長の原本証明を要す。）</p> <p>(2) 新役員の役員就任承諾書</p> <p>(3) 新役員の履歴書</p> <p>(4) 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 理事長変更の場合のみ</p> <p>(5) 医師（歯科医師）免許証の写し 理事長については、医師（歯科医師）免許証の写しを添付。（医療法第 46 条の 6 第 1 項の確認のため）</p> <p>(6) 変更後の社員（評議員）及び役員名簿</p> <p><b>【任期途中で役員を辞任する場合】</b></p> <p>(1) 辞任を承諾した会議（社員総会、評議員会、理事会）議事録の写し（理事長の原本証明を要す。）</p> <p>(2) 辞任届</p> <p>(3) 変更後の役員及び社員（評議員）名簿</p> <p><b>【役員の死亡の場合】</b></p> <p>(1) 死亡を証明する書類（死亡診断書の写し、除籍謄本等）</p> <p>(2) 変更後の役員及び社員（評議員）名簿</p> <p><b>【役員の改姓の場合】</b></p> <p>(1) 改姓を証明する書類（戸籍謄本（抄本）等）</p> <p>(2) 変更後の役員及び社員（評議員）名簿</p> <p><b>【任期満了により役員を重任・退任する場合】</b></p> <p>重任の場合</p> <p>(1) 重任を承諾した会議（社員総会、評議員会、理事会）議事録の写し（理事長の原本証明を要す。）</p> <p>(2) 役員の役員就任承諾書（省略可）</p> <p>(3) 役員の履歴書（省略可）</p> <p>(4) 変更後の役員及び社員（評議員）名簿</p> <p>退任の場合 辞任届は不要</p> <p>(1) 退任を承諾した会議（社員総会、評議員会、理事会）議事録の写し（理事長の原本証明を要す。）</p> <p>(2) 変更後の役員及び社員（評議員）名簿</p> <p>理事長が変更となる場合は、登記事項（理事長の氏名・住所）の変更となるため、変更登記を行い、登記事項変更登記完了届（様式）を別途提出すること。</p>				

### 医療法人役員変更届の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 届出の所在地、理事長	(1) 法人の主たる事務所の住所。
2. 社員総会（評議員会）、理事会議事録	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 開催場所、日時、社員（評議員）又は理事総数、出席者数及び表決委任者数が記載されていること。 (3) 開会するのに必要な数（定款又は寄附行為に規定されている数）の出席があったか、議決に必要な定足数（定款又は寄附行為に規定されている数）の社員の同意があったか確認すること。 (4) 役員改選を行うことについて議事録に明記されていること。 (5) 議長及び議事録署名人の署名押印がされていること。
3. 役員就任承諾書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。
4. 履歴書	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 住所は、現住所を記載すること。名前にはふりがなを記載させること。 (3) 職歴の欄で、利害関係を有する営利法人の役員に就任していないか確認すること（非営利性の原則）。現在までの職歴が記載されていること。医療法人と関係のある営利法人の役員に就任している場合は、その役員を辞退してもらうか、法人の役員を辞退してもらうか指導すること。（p.5 参照） (4) 役員は自然人のみ。 (5) 理事長は、医師又は歯科医師であること。（医療法第 46 条の 6 第 1 項） (6) 監事は、医療法人の理事又は職員と兼任していないこと。（医療法 46 条の 5 第 8 項） (7) 重任や退任する場合は、履歴書は省略可能。
5. 変更後の社員（評議員）及び役員名簿	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 社員は、3 名以上であることが望ましい。 (3) 社員は、義務教育修了程度の者。 (4) 役員（理事・監事）は大学生又は成年であることが望ましい。 (5) 改選後の役員が反映されているか確認すること。
6. 辞任届	(1) モデルに準じて作成することが望ましい。 (2) 任期途中での退任の場合にのみ添付する。

## 医療法人登記完了届

事 項	医療法人が組合等登記令に規定された事項につき登記する場合 法人設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、合併、分割、清算人の就任又は変更、清算の結了、登記事項の変更（目的及び業務の変更、名称、理事長の変更、存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、資産総額の変更等）				
様 式	様式 11-1～11-9	標準処理期間	-		
根拠法令	法第 43 条第 1 項	令第 5 条の 1 2	規則	-	
提出部数	1 部	提出時期	登記後、遅滞なく	手数料	不要
添付書類	登記簿謄本又は登記事項証明書、その他				
受付方法	圏域をまたがって病院等を開設する医療法人にあっては、主たる事務所のある保健福祉事務所で受付すること。				

### 医療法人登記完了届の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 届出者の住所、氏名	(1) 法人の主たる事務所の現住所。
2. 登記簿謄本又は登記事項証明書	(1) 原本を添付すること。
3. その他	<p>医療法人が、組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。（医療法施行令第 5 条の 12 第 1 項）</p> <p>ただし、登記事項が医療法第 44 条第 1 項（医療法人の設立認可）、第 54 条の 9 第 3 項（医療法人の定款（寄附行為）変更認可）、第 55 条第 6 項（医療法人の解散認可）及び第 58 条の 2 第 4 項（医療法人の吸収合併認可）、第 59 条の 2 第 1 項（医療法人の新設合併認可）、第 60 条の 3 第 4 項（医療法人の吸収分割認可）、第 61 条の 3 第 1 項（医療法人の新設分割認可）の規定により都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届けるものとする。（同条同項但書き）</p> <p>ただし、同条同項但書きの規定により登記の年月日を届け出るものとされているものの、認可事項と登記事項に誤りがないか確認するために登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本の提出を申請者に指導している。</p> <p>変更登記しなければならない事項</p> <p>(1) 目的及び業務 (2) 名称 (3) 事務所の所在場所 (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 (6) 資産の総額</p> <p>清算人の就任登記完了届には、清算人の就任承諾書、履歴書を添付すること。</p>

## 医療法人役員であることの証明

事項	医療法人の役員であることを証明する場合			
様式	様式12	標準処理期間	なし	
根拠法令	法	-	規則	-
提出部数	2部	提出時期	-	手数料 1部 350円
添付書類	なし			
受付方法	各保健福祉事務所で受付をすること。			

## 医療法人役員であることの証明について

項目	留意事項
証明の意義	<p>H28.9.1 改正医療法の施行により、医療法人理事長と理事長本人の間で利益相反となる契約をする場合は、一般社団法人における法律が準用され、理事会における重要事案の開示と理事会による承認を受けることとなり、「特別代理人」選任の都道府県知事の認可は不要となった。</p> <p>【参考】            一般社団法人及び一般財団法人に関する法律            （競争及び利益相反取引の制限）            第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。            一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。            二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。            三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。</p> <p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。</p> <p>民法            （自己契約及び双方代理）            第八十八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p> <p>ただし、法務局において、利益相反行為における所有権移転登記を行う際は、佐賀県知事による「医療法人の役員（理事及び監事）であることの証明書」が必要となる。</p> <p>様式に記載された役員名簿が間違いのないかを、保健福祉事務所に届けられている役員変更届等で確認の上、証明手数料を徴収し、証明書の発行を行うこと。</p>

## 医療機関債発行に関する事前届

事 項	医療機関債を発行する場合				
様 式	様式 13	標準処理期間	-		
根拠法令	法	-	令	-	規則
提出部数	1 部	提出時期	発行前の勧誘を行う一ヶ月 前まで	手数料	不要
添付書類	直近の三会計年度の財務状況を記載した書類				
受付方法	医務課に提出すること。				

## 医療機関債発行に関する事前届の記載要領及び留意事項

項 目	記 載 要 領 及 び 留 意 事 項
1. 発行要項	発行要項の内容について記載。
2. 発行説明	医療機関債のリスク等発行説明書の内容について記載。
3. 事業計画	中長期的な事業計画について記載。
4. 償還計画	償還資金の調達方法等（中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含む。）を記載。
5. その他	医療機関債の発行やその手続きについては、「医療機関債」発行等のガイドラインを遵守すること。（H16.10.25 医政発 1025003 号「「医療機関債」発行等のガイドラインについて」）